

総務常任委員会会議録

令和5年12月1日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員、
天利議長

説明者 菊地町民部長、尾畑町民窓口課長、執行主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開催させていただきます。

厳しい寒さの季節になってまいりましたが、皆様、体調はいかがでしょう。大丈夫でしょうか。早いもので、今年も、今日から12月ということで、残すところ、あと1か月となりました。気ぜわしい時期となりましたが、常任委員会としてしっかりと議案の審査をしてみたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日の当委員会に付託されました案件につきましては、付託議案1件となっております。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、改めまして、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 おはようございます。本日は総務常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

案件につきましては、町民窓口課が所管いたします議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正についてになります。

説明につきましては、尾畑町民窓口課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 それでは、議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

既に本会議でもご説明させていただいており、重複する部分もございますが、条例改正の概要につきましては、現在、コンビニエンスストアにて印鑑登録証明書を取得する際には、マイナンバーカードが

必要であります。利用者証明書用電子証明書が搭載されたスマートフォンによっても、コンビニエンスストアにおいて取得を可能とし、町民の利便性の向上を図るというものでございます。

本議案につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が、令和5年5月11日に施行され、個人番号カード、マイナンバーカード用の利用者証明書用電子証明書とは別に、利便性を図るため、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備、スマートフォン用の利用者証明書用電子証明書が創設されることになりました。

具体的には、個人番号カードに記録される利用者証明書用電子証明書が、個人番号カード用利用者証明書用電子証明書へ名称が改められ、新たに移動端末設備用利用者証明書用電子証明書に関する規定が追加されたことにより、所要の措置を講じるため、提案するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、タブレット資料の3ページ、寒川町印鑑条例新旧対照表に基づいて、ご説明をさせていただきます。

第13条第2項につきましては、先ほど説明いたしました、利用者証明書用電子証明書が、個人番号カード、マイナンバーカードに加え、移動端末設備、スマートフォンが利用できるようなことから、利用者証明書用電子証明書を、個人番号カード用利用者証明書用電子証明書に改めるとともに、新たに追加されました移動端末が使用できるように条文を追加し、利用を使用に改め、暗証番号に係る条文につきましては、移動端末が利用できることになりますと、指紋認証など、生体認証なども想定できることから、に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号という。）を自ら入力すること、を削ります。

最後に附則、施行期日になりますが、移動端末設備を使用しての証明書の発行が、いつからになるのか、まだ決まっておりませんので、決まり次第、別に、寒川町印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則により施行日を定めることとし、個人番号カード用利用者証明書用電子証明書に改める部分については、現在も利用しておりますので、公布の日からとしております。

なお、利用者証明書用電子証明書が搭載されたスマートフォンにより、コンビニエンスストアにおいて印鑑登録証明書を取得することができるようになりますけれども、現在のところは、スマートフォンのOS、基本ソフトはAndroidのみとなります。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 何点か、お伺いします。今回の条例改正ですけれども、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴うということですけど、これはデジタル社会の形成をやっていく、また、利便性の向上ということが、今、ご説明にありましたけど、これはマイナンバーの関連するということになりますけど、そもそもマイナンバーというものは、本来、最初持ち歩いちゃいけないということだったのが、利便性の向上ということから、どんどん、いろいろなところで使えるようになったということですけど、そこに関して、今、これを統括しているのが地方公共団体

情報システム機構、J-LISで、情報を一元化されていると思うんですけども、そこで、マイナンバーと関連するところなんですけど、J-LISで、今、マイナンバーの情報総点検を本部を設置してやっていますけれども、マイナンバーの、いろいろなひもづけているところで誤りがあって、今、総点検をしているわけなんですけど、寒川町では、実際この総点検の対象になっているのかどうか、まず、お伺いします。

あと、暗証番号の文言がなくなって、生体認証とかになっていますけれども、それに関しては、多分移動端末というのはスマートフォンで対応しているということなんですけど、そこに関しては国の法律のほうでそれをやっているということで、実際、これは国でも正式にまだ決まっていないことで、交付に関しては未定ということなんですけども、そこに関して、町としてこれに対してどのように考えているのか、お聞きします。

以上です。

【黒沢委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 まず、1点目についてですが、マイナンバーの総点検の対象になっているかということですが、寒川町はなっておりません。特にマイナンバーに関する問題も起きておりません。

続きまして、2点目のいつからスマートフォンによりコンビニで取得できるか、いつからかということなんですけども、現在のところは、国のほうから12月下旬というふうに通知されておりますので、今後、はっきりした日にちが示されるものと思っております。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、マイナンバーの総点検に関して、寒川町では出ていないということなんですけど、でも、全国であちこち、県内でも、横浜市とか、特に大きい都市のほうでは、やっぱり点検の対象になっていて、いろいろな問題が発生している。特にこの中で問題が発生しているのが、コンビニ交付のところで問題が発生しているということがいろいろ情報で入っています。

実際、寒川町では今のところないということなんですけども、これから先、また発生する可能性もあると思います。それに関して、町としてはどのような対応をしていくのか、もう一度、お伺いします。

【黒沢委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 例えば、今年3月にほかの市で、他人の住民票が取得されてしまうというような報道がありましたけれども、寒川町では、そのシステムを使っている業者ではないということもありまして、特に、そういった事例は確認したんですけども、発生はしておりませんでした。

今後も、システム担当ベンダーとの情報共有、システム、遠隔での発行枚数の情報把握などを行いまして、問題が発生しないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 課長、今、発生した場合の手続というのかな、そういうのがどうなっているかというご質問だったかと思うんですけども、そこは答えられますかね。

どうぞ。

【尾畑町民窓口課長】 もし発生した場合は、速やかに地方公共団体情報システム機構などと連絡を

取って、必要な対応を速やかに取ってまいりたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 もし問題が発生したら、J-LIS、情報システム機構と連絡を取るということで、分かりました。

ただ、このシステムをやっている会社、今の話だと、業者が何社かあるということになるのかなと思うんですけど、そうなると、今までほかの自治体で問題が発生しているということは、一部の業者に限定されるのかなと思いますけれども、どちらにしろ、これに関してやっぱりマイナンバー自体が、私たちはずっとこれに関しては反対しているわけなんですけど、個人情報の漏えいというものがやっぱり心配になりますので、そういうところに関して、町として、どっちにしろ町というよりは、ここに関しては国の責任になるわけなんですけど、町として、情報漏えいに関しての対応というものはどうされているか、お聞きします。

【黒沢委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 そういった情報漏えいについて、うちの町の担当課と、綿密に、そういうことが起こらないような体制づくりをしたりとか、先ほど申し上げたんですけども、地方公共団体情報システム機構からのいろいろな、こういうことに気をつけてくださいとか、そういういろいろな通知などもいただいていますので、あとはベンダーとも情報共有等もしっかりと行って行って、そういう問題が発生しないようにしていきたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

柳田委員。

【柳田委員】 ちょっと確認なんですけど、マイナンバーの機能が携帯で使えるということなのか、または、マイナンバーカードのいろいろな機能があるじゃないですか、電子証明機能だとか、住基アプリケーションだとか、何か4つぐらいあったと思うんですけど、どの部分が携帯で使えるようになるのか、その確認をお願いします。

【黒沢委員長】 尾畑町民窓口課長。

【尾畑町民窓口課長】 どの部分かというのは、利用者証明用電子証明書の部分です。この部分を使うことによって暗証番号に替わるものというか、これが証明書になるという形です。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ということは、例えば券面アプリケーションとか、券面事項入力補助アプリケーションとか、住基アプリケーションは入らなくて、電子証明機能の部分だけ搭載されて、要するにマイナンバーがそのまま入るんじゃなくて、マイナンバーの機能の一部で今おっしゃっていただいた電子証明書の機能のものが入っていくという解釈でということなのかなと思います。

そうすると、その中で、マイナンバーは例えば5年だと思うんですけど、残り2年のマイナンバーカードが携帯に入った場合は、携帯のものも残り2年という解釈でいいのかどうかだとか、あと、携帯つ

て何個でも登録できるものか、または1人1台のみなのかというところをお伺いします。

【黒沢委員長】 執行主査。

【執行主査】 先ほどの質問に回答いたします。

まず、利用者証明用電子証明書なんですけれども、あくまでマイナンバーカードに含まれている有効期限と全く同じものがスマートフォンに入る形になりますので、もしも利用者証明用が残り2年だった場合、スマートフォンに今回ひもづけしたことによって5年に延びるとか、そういったことはありません。マイナンバーカードに含まれている電子証明書と同じ有効期限になります。

それから、マイナンバーカードの生体認証とかも含めてなんですけれども、スマートフォンを物理的に、お一人の方が2つに登録しようとしますと、そちらのほうが、もともとスマートフォンを設定するときに、マイナポータル、国のほうであるんですけれども、マイナポータルで、ご自身のものだということ、お一人ということ限定したデータからさらにひもづけるという形で中身のほうはなっていますので、物理的に1人の方が2台にスマートフォンに登録しようということに関しては、技術的に今は不可能という形にしております。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 ありがとうございます。そうすると、例えば機種変したときも、何か分からないですけど、マイナポータルで執行手続的なものがあるんですか。その中で、そういった1人1台でしかできないような仕組みをされているということが分かりました。

あと、マイナンバーカードの電子証明の機能のみということなので、寒川のコンビニで使えるのも同じように、住民票だとか印鑑登録証明書、この2つだけということですか。ほかにあったりするのか。または、今と同じように、住民票、印鑑登録証明書だけなのかな。今、携帯で、コンビニに行ってできることというのは何なのか、最後にお伺いします。

【黒沢委員長】 執行主査。

【執行主査】 今現在としては、寒川町のほうでは、コンビニエンスストアで交付できるものは、マイナンバーカードを使って住民票と印鑑登録証明書なので、スマートフォン利用したものに関しても、同じ2点のものが今は使えるものとしてなっております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終結いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

どうぞ。

【山田委員】 15分ほどください。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を取って、40分再開としたいと思います。よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正について、討論はありませんでしょうか。

まずは、反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

まず、これは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う条例の一部改正ですが、印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備をする方法を追加するものです。地方公共団体システム機構、J-LISで情報を一元化し、利便性向上をうたっていますが、マイナンバーの情報連携、マイナンバーカードの機能を使ったマイナポータルでの集積された情報は、情報漏えいの心配があります。政府は、マイナンバーカードの危険性を伝えずに、カードの利用拡大を進めることは問題です。個人情報の一元化で、民間業者のもうけの種となり、守るべき個人情報が流出する懸念があることから、反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論のある方。賛成討論のある方。

柳田委員。

【柳田委員】 議案第68号 寒川町印鑑条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

コンビニでの住民票や印鑑登録証などの証明書の発行に関して、個人番号カード用利用者証明用電子証明書、マイナンバーカードだけではなく、移動端末設備、一部アンドロイド端末のスマートフォンによるスマホ用電子証明書での発行が可能になるための条例の改正になります。

審査に当たり懸念される3つの項目を質疑しました。1つ目は、スマホ用電子証明書は、スマホにマイナンバーカードの機能を搭載するものではなく、スマホにマイナンバーカードの電子証明書機能のみを搭載するものであり、券面アプリケーションや券面事項入力アプリケーション、住基アプリケーションなどが含まれているかどうかの質問に関しましては、マイナンバーカードの電子証明書機能のみを搭載するものであることが分かりました。

2つ目の質問としましては、スマホ用電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限と同一となるかどうか、例えば、マイナンバーカードの電子証明書は5年の有効期限がございますが、マイナンバーカード側の有効期限があと2年である場合は、新規にスマホ用電子証明書を発行した場合でも、スマホ用電子証明書の有効期限は2年に、同じようになるのかどうかの質問に関しましては、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限と同一となることが分かりました。

3つ目の質問としましては、スマホ用の電子証明書の発行は、1人につき1つの端末だけとなっているかどうか、複数の端末には搭載できるのかどうかの質問に関しましては、複数の端末に搭載できず、

1人につき1台の端末のみの使用であることが分かりました。

以上の質問から、マイナンバーカードの使用と変わらず、町におきましても、証明書の発行が可能であり、近年、証明書発行の利用者が町内で増えていることを勘案しましても、住民の利便性向上に寄与するものであると判断しましたので、賛成といたします。

【黒沢委員長】 続いて反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。これをもちまして総務常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前9時44分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 2月 20日

委員長 黒沢 善行